（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所「Maison de Bois」

重要事項説明書

1．事業者

（1）法人名　　社会福祉法人　喜峰会

（2）法人所在地　　石川県能美市下ノ江町イ 201 番地 1

（3）電話番号　　0761-56-0096

（4）代表者氏名　　理事長　　清水　敏邦

（5）設立年月日　　平成 15 年 9 月 11 日

2．事業所の概要

（1）事業所の種類　　（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所

平成 20 年 5 月 16 日指定　能美市 01 号

介護保険事業所番号　1792300012

（2）事業所の目的　　住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

（3）事業所の名称　　（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所　「Maison de Bois」

（4）事業所の所在地　　石川県能美市下ノ江町申 27 番地３

（5）電話番号　　0761-56-0092

（6）当事業所の運営方針

“地域で一番安心出来る場所”を目指して

要介護者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、必要な日常生活上の援助を行うことで、要支援者の日々の暮らしの支援を行い、また要支援者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ります。

（7）開設年月　　平成 20 年６月１日

（8）登録定員　　29 人

（通いサービス定員 18 人　宿泊サービス定員９人）

（9）居室等の概要　　当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	９室	洋室９室
合計	９室	各8.55㎡
ダイニング・リビング	床暖房有り	126.18㎡
台所	食洗機、	電気調理器、19.55㎡
浴室	個浴２	特殊入浴装置
消防設備	非常用照明 誘導灯	消化器、スプリンクラー 自動火災通報装置

※　上記は、厚生労働省が定める基準により、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に設置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

（1）通常の事業の実施地域

能美市における介護保険事業計画において定められたボニュール根上苑が所在する生活圏域（能美市内で事業所より概ね５キロ以内）

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	基本時間　9時～17時
訪問サービス	基本時間　24時間
宿泊サービス	基本時間　17時～9時

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職員の配置をしています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の種類	配置	職務体制	職務の内容
1. 管理者	1人	常勤兼務	事業内容調整
2. 介護支援専門員	1人	常勤兼務	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	6人以上	常勤・非常勤	日常生活の介護・相談業務
4. 看護職員	1人以上	常勤・非常勤	健康確認等の医務業務

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 管理者	勤務時間　8：30～17：30
2. 介護支援専門員	勤務時間　8：30～17：30
3. 介護職員	主な勤務時間　8：30～17：30 夜間の勤務時間　21：00～翌７：00 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
4. 看護職員	勤務時間　8：30～17：30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の２つの場合があります。

（1）利用料金が介護保険から給付される場合

（介護保険が給付対象となるサービス）

（2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

（介護保険の給付とならないサービス）

（1）介護保険の給付対象となるサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスについては、利用料金の 7～9 割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の 1～3 割の金額となります。

ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めます（（5）参照）。

＜サービスの概要＞

ア　通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

・食事の提供及び食事の介助をします。

・調理場で利用者が調理することができます。

・食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

・入浴または清拭を行います。

・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

・入浴サービスの利用は任意です。

③ 排泄

・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

・利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

・必要に応じて、他事業所の専門職と連携し、専門職の助言をプランに反映して訓練をさせて頂くことがあります。

⑤ 健康チェック

・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

・定期的に栄養状態を確認し、必要に応じて介護支援専門員に報告します。

⑥ 送迎サービス

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

⑦ 若年性認知症利用者受入に関して

・受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性、ニーズに応じたサービス提供を行います。

イ　訪問サービス

・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常上の世話や機能訓練を提供します

・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

① 医療行為

② ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

③ 飲酒およびご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

④ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ　宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

＜サービス利用料金＞（契約書第５条参照）（別紙　サービス利用料金表参照）

ア　通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は１か月ごとの包括費用（定額）です。

利用料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

・ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により、介護予防小規多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

・ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期日に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合は「登録日」及び「登録完了日」とは、以下の日を指します。

登　録　日・・・利用者が当事業所との利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

・ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいった

んお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

・ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます（以下（2）ア及びイ参照）

・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

イ　加算　**（別紙　サービス利用料金表参照）**

該当項目につきましては相談員より説明いたします。

（2）介護保険制度の給付対象とならないサービス（契約書第５条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となりなす。

＜サービスの概要と利用料金＞

ア　食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食 420 円　昼食：750 円（おやつ含）夕食：660 円　／食

イ　宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

2,600 円／日

ウ　通常の事業の実施地域以外のご契約に対する送迎費及び交通費

通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費です。

20 円／Km

エ　おむつ代

実費

オ　教養娯楽費

1,530 円／月

カ　複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

キ　電化製品持込（テレビ、電気毛布、充電器等）

50円／日

・　経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２か月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払方法（契約書第５条参照）

・　前記(1)、(2)の料金・費用は、毎月、10日以降に前月分を請求し、月末までのお支払となっております。お支払いいただきますと、現金の場合はすべて領収書を発行いたしますが、銀行振込の場合は希望に応じて領収書を発行いたします。

・　お支払方法は、窓口現金払い・口座振替・銀行振込等のお支払方法がございますので、契約の際にご選択下さい。

（4）利用中止、変更、追加（契約書第６条参照）

・　（介護予防）小規模機能型居宅介護サービスは、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に

通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて支援を提供するものです。

・ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出て下さい。

・ 5.（1）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は１か月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も１ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5.（2）の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無　料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 （自己負担相当額）の 10%

・ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

（5）（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画について

（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを援助するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します

6. 苦情の受付について（契約書第 18 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口　　管理者

受付時間　　毎週月曜日～日曜日　　8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

・ 根上あんしん相談センター　：石川県能美市大浜町ノ 85 番地

TEL　0761－55－5626

FAX　0761－55－5627

・ 能美市健康福祉部　：石川県能美市来丸町 1110 番地

いきいき共生課介護保険室　TEL　0761－58－2239

FAX　0761－58－2292

・ 国民健康保険団体連合会　：石川県金沢市幸町 12 番地 1 号

石川県幸町庁舎 4 階

TEL　076－261－5191（代）

FAX　076－261－5148

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞

構　成 :利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開　催：隔月で開催。

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年２回、契約者も参加して行います。

防火管理者：喜峰会　施設管理者

＜消防設備＞

・自動火災報知機　　・非常通報装置

・非常用照明　　・誘導灯　　・消火器

＜地震、大水等災害発生時の対応＞

自治体の地域防災計画と連携しつつ、ボニュール根上苑防災マニュアルに従い対応いたします。

9. 事故発生時の対応

・事業所は、事故が発生した場合、市町村・当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

・事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、２年間保存するものとします。

・事業所は、利用者に対する介護サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

10. サービス利用にあたっての留意事項

・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

・事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

・所持金品は、自己の責任で管理してください。

・事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

11. 第三者評価の実施について

実施状況：無

令和　　年　　月　　日

（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所　Maison de Bois

説明者職

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名　　㊞

身元保証人住所

氏名　　㊞

続柄（　　）